外 貨 定 期 預 金 規 定

１．（預金の支払時期）
この預金は、表面記載の満期日以後に利息とともに支払います。
２．（預金の預入れ）
（１）この預金の預入れは当店に限り取扱います。
（２）この預金の預入れを行う際には、当行所定の外国為替相場を適用します。
（３）この預金に預入れできるものは次のとおりとします。
①現金
②当店を支払場所とする手形、小切手、配当金受取証等（以下「証券類」という）のうち当店で決済を確認したもの。
③為替による振込金
（４）当店以外を支払場所とする証券類は取立のうえ、決済を確認した後、受入れます。この場合、特に費用を要するときは、当行所定の手数料をいただきます。
（５）手形要件（とくに振出日、受取人）、小切手要件（とくに振出日）の白地はあらかじめ補充してください。当行は白地を補充する義務を負いません。
（６）証券類のうち裏書、受取文言等の必要があるものは、その手続きを済ませてください。
（７）手形、小切手を受入れるときは、複記のいかんにかかわらず、所定の金額欄記載の金額によって取扱います。
（８）この預金の最低預入額は当行所定の金額とします。
３．（利息）
（１）この預金の利息は、表面記載の日数および利率によって計算し、満期日以後この預金とともに支払います。
（２）この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書換継続日の前日までの期間について次の利率によって計算し、この預金とともに支払います。
①解約の場合・・・・・・解約日における外貨普通預金の利率
②書替継続の場合・・・・・・書替継続日における外貨普通預金の利率
（３）当行がやむをえないものと認めて満期日前の解約をする場合、その利息は、預入日から解約日の前日までの期間について当行所定の利率によって計算し、この預金とともに支払います。
（４）予約付外貨定期預金は、満期日に自動解約し利息と共に指定口座に入金します。この場合、外貨定期証書は無効となり、当該証書は必ず当行へ返却されるものとします。
（５）この預金の付利単位は１通貨単位とします。
４．（預金の解約、書替継続）
（１）この預金の解約または書替継続は当店に限り取扱います。
（２）この預金を解約または書替継続するときは、外貨定期預金払戻請求書に届出の印章により記名押印または署名して提出してください。
（３）この預金を解約して本邦通貨にて受取る場合の換算相場はあらかじめ当行との間に先物予約を取結んでいる場合にはその相場、先物予約を結んでいない場合には当行所定の外国為替相場を適用します。
（４）当行が外貨現金の払戻しの請求を受けた場合、外貨現金または当行所定の外国為替相場により換算した当該外貨現金相当の円貨現金のいずれかにより支払うかは当行の任意とします。
（５）次の各号の一にでも該当した場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当行が解約の通知を届出のあった氏名（名称）、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。
① 預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
② 預金者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合
A. 暴力団
B. 暴力団員
C. 暴力団準構成員
D. 暴力団関係企業
E. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
F. その他前各号に準ずる者
③ 預金者が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合
A. 暴力的な要求行為
B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為
E. その他前各号に準ずる行為
５．（手数料等）
この預金と同一通貨の外貨現金で預入れ、または解約については当行所定の手数料をいただきます。また、期限前解約については当行所定の費用および損害金等をいただきます。
６．（届出事項の変更、証書の再発行等）
（１）この証書や印章を失ったとき、または、印章、氏名（名称）、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに当行所定の方法により届出てください。
この届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。
（２）この証書を失った場合の証書の再発行もしくは元利金の支払い、または印章を失った場合の元利金の支払いは、当行所定の手続きをした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。
７．（成年後見人等の届出）
（１）家庭裁判所の審判により、補助、保佐、後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によってお届けください。
（２）家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によってお届けください。
（３）すでに補助、保佐、後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、前２項と同様に書面によってお届けください。
（４）前３項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に書面によってお届けください。
（５）前４項の届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。
８．（印鑑・署名照合）
外貨定期預金払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影または署名を届出の印鑑または署名と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当行は責任を負いません。
９．（保険事故発生時における預金者からの相殺）
（１）第１条にかかわらず、この預金は、満期日が未到来であっても、当行に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当行に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものとして、相殺することができます。
なお、この預金に、預金者の当行に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当行に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。
（２）前項により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。
①相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、外貨定期預金払戻請求書に届出の印章または署名により記名押印または署名して直ちに表面記載の取扱店に提出してください。
ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当行に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。
②前号の充当の指定のない場合には、当行の指定する順序方法により充当いたします。
③第1 号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
（３）第１項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。
①この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日の前日までとして、利率は約定利率を適用するものとします。
②借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日までとして、利率、料率は当行の定めによるものとします。
また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当行の定めによるものとします。
③この預金を期限前解約することにより発生する手数料、費用および損害金等の支払は不要とします。
（４）第１項により相殺する場合の外国為替相場については当行の計算実行時の相場を適用するものとします。
（５）第1 項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。
ただし、借入金の期限前弁済等について当行の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。
１０．（譲渡、質入れの禁止）
（１）この預金および証書は、譲渡または質入れすることはできません。
（２）当行がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当行所定の書式により行います。
１１．（準拠法）
この預金取引については日本における外国為替法規が適用されます。

以　　上